

そのアイデア  
いいね!

# みんなで まちづくりを考えよう!

〔詳細〕市民生活課（市民協働担当） ☎ 381-1124

## 「江別市自治基本条例」って知ってますか？

平成21年7月に施行された「江別市自治基本条例」はまちづくりの理念やルールなどを定めた条例で、自分たちのまちのことは自分たちで考えて決める「市民自治」の実現が目的です。

この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民、議会、市長などはこの条例の趣旨を最大限尊重しなければなりません。条例施行から8年が経過し、改めて条例の概要のお知らせと、新しい取り組みについてご紹介します。



なんだか  
難しそう…

そんなことないよ!  
一緒にみてみよう!

### Q. 条例にはどんなことが書かれているの？

**A.** 市民自治の基本理念と基本原則、市民や議会、市長などの役割と責務などが書かれています。

市民一人一人が自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加・協働しながら、より良いまちづくりを推進することを基本理念としています。その理念を具体化するため、「情報共有」「市民参加・協働」「信託と責任」を基本原則に掲げています。詳細は「条文と解説（公表場所は次項参照）」をご覧ください。

### Q. なぜ自治基本条例が必要なの？

**A.** 自分たちのまちを、自分たちの責任でつくっていくために、まちづくりのルールが必要となりました。

平成12年の地方分権改革で、市町村と国は協力し合う対等な関係になりました。つまり、自分たちのまちのことを、自分たちで考え、自分たちの責任で、住みよいまちをつくっていくことになりました。こうした中で、市民とともにまちづくりを進めていくためには、まちづくりの基本事項を体系化し、分かりやすく定める必要がありました。

# 市内4大学の学生と連携！ 条例啓発リーフレット作成中！

自治基本条例は、4年を超えない期間ごとに見直しが行われます。

見直しの検討のために昨年度設置した江別市自治基本条例検討委員会から、条例の認知度が低いため、分かりやすく、親しみやすいリーフレットの作成や市民参加手続きのPRなどが提言されました。

また、検討する際に実施した自治基本条例アンケートでは、20～30歳代の若い世代の条例認知度が特に低かった

め、市内の大学生と協働で条例の啓発リーフレット作成に取り組んでいます。

6月から7月にかけて、公募した市内4大学の学生によるワークショップを行い、主に市民参加と市民協働について話し合い、リーフレットに盛り込む内容を考えました。その結果を踏まえて、北海道情報大学でデザインを学ぶ学生と協力し、年内の完成を目指して、リーフレットを作成しています。

学生との協働による啓発リーフレット作成ワークショップ



## 協働とは…

市や市民が、お互いの立場と役割を理解しながら、地域社会の課題などを解決するために協力することをいいます。

## まちづくりに関する資料を公表しています

- ・自治基本条例  
条文と解説
- ・自治基本条例検討委員会  
提言書を受けての  
今後の取り組み
- ・平成28年度  
市民参加実施状況

市ホームページ、市役所情報公開コーナー、各公民館、住区会館、情報図書館で公表しています。

## 市民参加の方法

市民参加条例で定めている、5つの市民参加の方法を紹介します。実施の際は、広報えべつやホームページなどでお知らせしますので、ぜひご参加ください。

1. 附属機関などの設置  
市の基本的な事項を定める計画や、広く市民が利用する大規模な公共施設を設置する計画を策定するときなどは、いずれかの方法により市民参加が行われます。

2. パブリックコメントの実施  
学識経験者、市民などが、話し合いを通じて合意形成します。審議会、委員会、協議会などがあります。

3. 市民説明会の開催  
市の重要な計画などの案を広く公表し、市民から意見をもらいます。また、その意見に対する市の考え方を公表します。

### 3. 市民説明会の開催

事業の目的や内容などを市民に説明し、その内容に対し直接意見を聞きます。

### 4. ワークショップの開催

さまざまな立場の市民が集まって、意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら、意見や提案をまとめます。

### 5. アンケート調査の実施

市民の意見や意向を把握し、施策の立案、評価する資料とするために実施します。

## まちづくりを支える市民活動団体をご紹介します！ 江別市民活動見本市

日時：9/24(日)  
10:00～16:00

会場：野幌町10-1 イオンタウン江別2階 江別市民活動センター・あい

市民活動団体のパネル展示・映像コーナーのほか、子育て支援ワークスきらきらによるゲームコーナーや北海道ブックシェアリングによるビブリオバトルなどを開催します。参加団体やスケジュールの詳細は「市民活動センター・あい」のホームページでお知らせします。

(HP=<http://center-i.jp>) (詳細) NPO 法人えべつ協働なっとわーく ☎ 374-1460



[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [くらしの情報](#) > [まちづくり・地域活動・国際交流・市後援名義](#) > [自治基本条例](#) > 自治基本条例に関するお知らせ (解説書を改訂しました)

## 自治基本条例に関するお知らせ(解説書を改訂しました)

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2018年3月28日更新

### 江別市自治基本条例

#### 自治基本条例とは

江別市自治基本条例は、市民自治によるまちづくりを進めるための目標や基本的なルールなどを定めた条例です。この条例は、自分達が暮らすまちについて、市民の皆さんがともに考え、行動するという「市民主体のまちづくり」を目指しています。条例の策定にあたっては、市民の手でつくって行こうとの考えのもと、平成17年に市民主体の市民懇話会という検討組織を設け、条例に関する研究や熱心な検討を重ね、多くの市民の声を聞きながら条例の骨子をつくり上げてきました。この条例には、たくさんの方の市民の思いが込められています。将来に向けて、この条例を協働のまちづくりの中で育てていくのは、まちづくりの主体である市民一人ひとりです。

#### 条文・解説

[自治基本条例の条文はこちらのページをご覧ください。](#)  
(クリックで移動します)

◇[自治基本条例の条文 \[PDFファイル/22KB\]](#)

◇[自治基本条例の解説 \[PDFファイル/479KB\]](#)  
※平成30年3月に、解説書を改訂しました。

#### 啓発関連

○平成28年 9月 [協働を知ってもらう啓発用パンフレット\(マンガ冊子\)を作成しました。](#)

○平成26年11月 [協働を知ってもらう啓発用リーフレット\(クリアファイル型\)を作成しました。](#)

○平成26年 3月 [自治基本条例パンフレット「江別家のママの話」を作成しました。](#)

#### イベント開催結果

○平成27年 1月 [協働を知ってもらう啓発イベント「子ども・まちづくり・あそび」を開催しました。](#)

○平成26年 2月 [自治基本条例啓発イベント「リアルまちづくりゲーム大会」を開催しました。](#)

○平成25年 1月 [自治基本条例啓発イベント「自治基本条例ってなに?体験しようまちづくり」を開催しました。](#)

[※平成24年以前の取り組みはこちら](#)

#### 見直し検討作業

条例第29条において、4年を超えない期間ごとに条例で規定されている事項について検討し、見直しが必要と判断した場合は、その結果に基づいて見直しを行うことが定められています。

○[平成28年度見直し検討作業のページ](#)

○[平成24年度見直し検討作業のページ](#)

## 検討委員会からの提言書を受けての取り組み

検討結果をまとめた提言書の提出を受けて、市では以下のように取り組んでいます。

◇平成29年度

- [自治基本条例検討委員会提言書を受けての取り組みを進めています。](#)
- [大学生のアイデアを取り入れた自治基本条例啓発リーフレットを作成しました。](#)



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料) FirefoxなどのブラウザでPDFファイルを開くと、正しく表示されない場合があります。

[市民生活課](#) 市民協働担当

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

江別市役所本庁舎西棟2階

【市民相談室】

江別市役所本庁舎1階

Tel:011-381-1124 Fax:011-381-1070

[お問い合わせはこちら](#)

[リンク・著作権・免責事項](#)

[個人情報保護](#)

[アクセシビリティ](#)

[広告掲載について](#)

[リンク集](#)

江別市役所(役所への行き方)

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

Tel:011-382-4141(代表) [組織別電話番号一覧](#) | [お問い合わせはこちら](#)

開庁時間：月曜日から金曜日／8時45分から17時15分(土曜日・日曜日・祝日は閉庁)

Copyright © 2014 Ebetsu City All rights reserved.




所在地 [トップページ](#) > 江別市議会

 **江別市議会公式 Facebookページ**

市議会だより 

インターネット中継 

新着更新情報 

- ▶ 2020年6月17日更新 [会議日程](#)
- ▶ 2020年6月12日更新 [一般質問](#)
- ▶ 2020年6月6日更新 [議決結果・賛否の状況](#)

[新着更新情報の一覧を見る](#)

**議会とは**

- [議会の運営](#)
- [議会の傍聴](#)
- [Q&A](#)

**議会構成**

- [正副議長](#)
- [委員会](#)
- [会派](#)
- [議員名簿](#)

**請願・陳情**

- [請願・陳情とは](#)

**会議の結果**


- [議決結果・賛否の状況](#)
- [意見書・決議](#)
- [会議録の閲覧・検索](#)

**議会改革**

- [議会改革の取り組み](#)
- [議会基本条例](#)

**広報・情報公開**

**江別市議会のホームページへようこそ**

 [印刷用ページを表示する](#) 掲載日:2019年1月25日更新

<p><b>会議日程</b></p> <p>本会議や委員会の日程をお知らせします。</p>	<p><b>議員名簿</b></p> <p>50音順の議員一覧です。</p>
<p><b>会議録の閲覧・検索</b></p> <p>本会議・委員会の会議録が閲覧できます。</p>	<p><b>議決結果・賛否の状況</b></p> <p>議決結果や各議員の賛否の状況が閲覧できます。</p>
<p><b>請願・陳情</b></p> <p>制度についての詳細をご案内します。</p>	<p><b>広報・情報公開</b></p> <p>広報や議会に関する各種情報が閲覧できます。</p>
<p><b>インターネット中継</b></p> <p>本会議の様子をご覧いただけます。</p>	<p><b>よくある質問</b></p>

**このページに関するお問い合わせ先**

**議会事務局**  
 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地  
 江別市役所本庁舎3階  
 Tel:011-381-1051 Fax:011-381-1075  
[お問い合わせはこちら](#)

- [市議会だより](#)
- [交際費執行状況](#)
- [政務活動費](#)
- [先進都市議会運営調査](#)
- [先進都市行政調査](#)
- [先進地議会広報広聴調査](#)
- [インターネット中継](#)
- [行政視察等の申し込み](#)
- [市民と議会の集い](#)
- [江別市議会フェイスブック運用ガイドライン](#)

[前のページに戻る](#)

[このページのトップへ](#)

● [リンク・著作権・免責事項](#) ● [個人情報保護](#) ● [アクセシビリティ](#) ● [リンク集](#)

江別市議会

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 Tel:011-381-1051 Fax:011-381-1075



Copyright © 2014 Ebetsu City All rights reserved.

[トップページ](#) > [江別市議会](#) > [広報・情報公開](#) > [市民と議会の集い](#) > 議会報告会

## 議会報告会

[通常ページへ戻る](#) 掲載日:2020年1月22日更新

### 第6回市民と議会の集い

「第6回市民と議会の集い」を令和元年11月14日(木曜日)に大麻公民館研修室2号、令和元年11月17日(日曜日)に江別市民会館37号室で開催し、合わせて約60名の方にご参加いただきました。今回、手話言語条例制定後、初めての開催であることから、当日は手話通訳者を配置して開催しました。

今回は、各委員会からの概要説明を行った後、広く皆様のご意見をお伺いし、江別市の様々なテーマについて市民の皆様と意見交換をさせていただきました。当日の様子などは、後日、当ページに掲載する報告書にてお知らせいたします。

多くの皆様にご参加をいただき、誠にありがとうございました。



[「第6回市民と議会の集い」チラシ \[PDFファイル/2.26MB\]](#)

[当日配付資料 \[PDFファイル/362KB\]](#)

### 第6回開催結果報告書

開催結果報告書を掲載いたしますので、ぜひご覧ください。報告書は次の施設等でも配布しております。

市役所1階情報公開コーナー、市民会館、情報図書館、中央公民館、野幌公民館、大麻公民館、豊幌地区センター

[第6回開催結果報告書 \[PDFファイル/1MB\]](#)





# えべつ 市議会だより

令和2年 月1日発行

No.141

発行 江別市議会  
江別市高砂町6番地  
電話011(381)1051  
編集 議会広報広聴委員会  
印刷 江別印刷業協同組合

第1回定例会は、新型コロナウイルス感染防止のため、傍聴を御遠慮いただきました



## 市議会は市に新型コロナウイルス緊急対策要請書を提出しました

3月19日木曜日、新型コロナウイルスの感染拡大により、市民生活に大きな影響が出ているとして、角田議長と相馬副議長から、三好市長に各種緊急対策を求める要請書を提出しました。



## 主な内容

- ◇ 第1回定例会の概要 …………… 2～3
- ◇ 特集 令和2年度予算の審査概要 … 4～5
- ◇ 予算決算常任委員会について …… 6
  - ◇ 一般質問 …………… 7～10
  - ◇ 各委員会 …………… 11
  - ◇ 特集「議会インターネット中継」 …… 12

## 次期定例会の開催予定

- 第2回定例会  
6月11日～25日
- 各委員会  
6月12日～17日
- 一般質問  
6月19日、22日～23日

※日程は予定になります。  
詳しくは議会事務局まで  
お問い合わせください。

[市議会ホームページ](http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/gikai/) <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/gikai/>

ホームページでは、議案等に対する各議員の賛否の状況や  
会議録(本会議・各委員会)など、議会の情報がごらんになれます。

また、江別市議会フェイスブックでも、議会の最新情報を発信しておりますので、  
こちらませひごらんください。



障がいのある方のための、点字とCDによる「えべつ市議会だより」もあります。

(詳細)障がい福祉課障がい福祉係 ☎(011)381-1111

# 令和2年 第1回 定例会

第1回定例会は2月26日から3月24日まで28日間の会期で開かれました。新年度各会計予算を初め、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正などの議案37件、意見書案3件、決議案1件、報告7件を議了したほか、陳情1件については閉会中の継続審査となりました。

議案の内容についてお知らせします。

## 条 例

### ◎放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

#### 条例の一部改正

国の基準省令の一部改正に伴い、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の資格要件について、新たに開設する場合や既存の放課後児童クラブで放課後児童支援員に欠員が生じた場合は、開設した日または欠員が生じた日から1年以内に研修の修了を予定している従事者について放課後児童支援員に含む特例を設けるなど、必要な改正を行うもので、本議案は、全員一致により原案のとおり可決されました。

### ◎印鑑登録及び証明に関する条例

#### の一部改正

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の事務処理要領が改正されたことを踏まえ、一定の要件を満たした場合は、成年被後見

人も印鑑を登録することができるよう、必要な改正を行うもので、本議案は、全員一致により原案のとおり可決されました。

### ◎青少年健全育成協議会条例の

#### 一部改正

市民参加条例に基づき、協議会に公募による委員を加えることができるよう、必要な改正を行うもので、本議案は、全員一致により原案のとおり可決されました。

### ◎防災会議条例の一部改正

市民参加条例に基づき、会議に公募による委員を加えることができるよう、必要な改正を行うもので、本議案は、全員一致により原案のとおり可決されました。

### ◎議会の議員その他非常勤の職員

#### 等の公務災害補償等に関する条例の一部改正

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、会計年度任用職員が公務上または通勤により負傷した場合に災害補

償が適用されるよう、必要な改正を行うもので、本議案は、全員一致により原案のとおり可決されました。

## 人 事

### ◎公平委員会委員の選任

◇杉野邦彦氏の再任に同

### ◎固定資産評価審査委員会委員の

#### 選任

◇佐藤允氏の再任に同

## 予 算

### ◎令和2年度各会計予算

一般会計のほか、4特別会計と3企業会計予算が可決されました。審査経過等は、4、5ページをごらんください。

### ◎令和元年度各会計補正予算

(予算決算常任委員会に付託された議案を除く。)

○国民健康保険特別会計補正予算  
(第3号)

平成30年度の決算剰余金を基金に積み立てるなど、1億9千2万1千円を増額し、予算総額は、124億4千888万円になるもので、本議案は、全員一致により原案のとおり可決されました。

○水道事業及び下水道事業会計補正予算

事業の確定や決算見込みなどにより、水道事業は総額で8千812万5千円を減額し、下水道事業は450万円を減額するもので、これらの議案は、全員一致により原案のとおり可決されました。

○一般会計補正予算(第5号)

国の補正予算に伴う措置により、4千400万円を増額し、この結果、一般会計補正予算(第4号)と合わせて、予算総額は、486億8千20万9千円になるもので、本議案は、全員一致により原案のとおり可決されました。

○国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号)

療養給付費の増加などに伴う措置により、1億1千288万円を増額し、この結果、国民健康保険特別会計補正予算(第3号)と合わせて、予算総額は、125億6千176万円になるもので、本議案は、全員一致により原案のとおり可決されました。

陳 情

■継続審査となった陳情

◎江別市に5G基地局設置規制に関する条例を制定することを求めることについて  
河野彩子氏

報 告

◎江別振興公社、スポーツ振興財団、フラワーテクニカえべつの事業計画に関する書類

市が出資している公社や財団、株式会社の新年度事業計画が報告されました。

そのほか本定例会に提出された議案  
(予算決算常任委員会に付託された議案を除く。)

件 名	議決結果
市道路線の認定、変更及び廃止について	原案可決(全員一致)
監査委員条例の一部改正	原案可決(全員一致)
病院事業の設置等に関する条例の一部改正	原案可決(全員一致)
水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正	原案可決(全員一致)
行政不服審査条例の一部改正	原案可決(全員一致)
新型コロナウイルス感染症の早期終息に向けた対策を求める意見書	原案可決(全員一致)
中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書	原案可決(全員一致)
地球温暖化へのさらなる対策を求める意見書	原案可決(全員一致)

令和2年度予算の審査が、3月11日から18日までの6日間で行われました。

新年度の予算額は、一般会計450億1,000万円(対前年度当初比1.8%減)、特別会計・企業会計を含めた全会計の合計は、864億3,176万2千円(対前年度当初比1.5%減)となりました。

予算決算常任委員会に付託された補正予算3件、当初予算17件、委員から提案された附帯決議案1件の審査を行いました。



## ● 予算決算常任委員会審査議案一覧

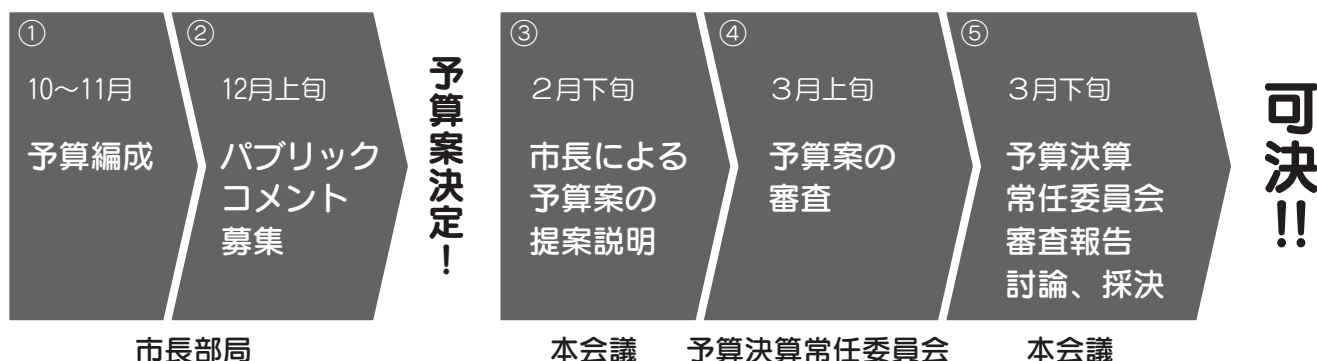
《補正予算》 (本会議 議決結果) 可決→◎全員一致 ○賛成多数

議案名	結果	議案名	結果
令和元年度一般会計補正予算(第4号)	○	令和元年度病院事業会計補正予算(第2号)	○
令和元年度基本財産基金運用特別会計補正予算(第1号)			○

《当初予算》 (本会議 議決結果) 可決→◎全員一致 ○賛成多数

議案名(条例案9件)	結果	議案名(予算案8件、附帯決議案1件)	結果
手数料条例の一部改正	◎	令和2年度一般会計予算	○
高齢者福祉施設条例の一部改正	◎	令和2年度国民健康保険特別会計予算	○
廃棄物の処理及び資源化・再利用の促進に関する条例の一部改正	◎	令和2年度後期高齢者医療特別会計予算	○
火葬場条例の一部改正	◎	令和2年度介護保険特別会計予算	○
勤労者研修センター条例の一部改正	◎	令和2年度基本財産基金運用特別会計予算	◎
陶芸の里条例の一部改正	◎	令和2年度水道事業会計予算	○
乳幼児等医療費助成条例の一部改正	◎	令和2年度下水道事業会計予算	○
国民健康保険税条例の一部改正	◎	令和2年度病院事業会計予算	◎
道路占用料条例の一部改正	◎	令和2年度病院事業会計予算に対する附帯決議	○

## ～予算案が可決されるまで～



今回の委員会は、新型コロナウイルス感染症対策として、議員・市職員ともマスクを着用し、室内換気を行う中での審査となりました。

各補正予算の審査を行い、その後、それ以外の案件の審査に当たっては、資料要求と合わせて質疑項目を事前に通告し、重点的に審査を進め、精力的に質疑を行いました。

**令和元年度補正予算の概要**

\* 一般会計補正予算(第4号)については、市内小中学校全校に無線の校内LAN等を整備する経費及びラグビーワールドカップ2019日本大会に出場したチームのキャンプ地の設置等に要した経費の確定並びに一般会計から病院事業会計に繰り出す長期貸付金について

\* 基本財産基金運用特別会計補正予算(第1号)については、決算見込みによる充当金の減額及び一般会計から病院事業会計への繰出金の追加について

\* 病院事業会計補正予算(第2号)については、一般会計から市立病院に對し、長期借入金を繰り入れることについて

その後、それぞれ結審に当たって討論がありました。(紙面の都合で省略しております。)

**令和二年度予算質疑の概要**

◎ 委員会で行った主な質疑についてお知らせいたします。

\* 生活福祉常任委員会所管では、ごみ出し困難者の戸別収集のルールづくりや子供の医療費助成拡大等について

\* 総務文教常任委員会所管では、校務支援システムの導入による効果や生涯活躍のまち開設準備室等について

\* 水道事業会計では、水道給水停止延べ件数の減少に向けた取り組み等について

\* 病院事業会計では、予算の積算根拠や経営再建に向けたロードマップ等について

\* 経済建設常任委員会所管では、除排雪事業や観光振興等について

**・・・討論の概要・・・**

\* 一般会計予算に対する反対の立場の委員からは、マイナンバーカードの制度自体に問題があり、その交付を押し付けるような手法をやめるよう主張するべきと考えることから反

対すると、賛成の立場の委員からは、厳しい財政運営が求められる中、歳出削減による市民サービスへの影響を考慮しつつ、市民が安心して住み続けることができるまちづくりを求めて賛成する等と討論がありました。

\* 国民健康保険特別会計予算に対する反対の立場の委員からは、資格証明書の発行や、所得状況を勘案し国税の引き下げ等を 討すべきであることから反対すると、賛成の立場の委員からは、健康管理に重点を置いた施策の実施等を求め賛成すると討論がありました。

\* 後期高齢者医療特別会計予算に対する反対の立場の委員からは、保険料の滞納を理由に正規の保険証を交付しない制度そのものに誤りがあることから反対すると、賛成の立場の委員からは、本制度は国民皆保険の維持などから重要な制度であり、現段階では適切な運営が図られていること等から賛成すると討論がありました。

\* 介護保険特別会計予算に対する反対の立場の委員からは、介護老人福祉施設の確保体制や保険料引き上げ

が高齢者の生活に影響を及ぼすことから反対すると、賛成の立場の委員からは、高齢者の健康づくりや介護予防の取り組み等に期待し賛成すると討論がありました。

\* 水道事業会計予算及び下水道事業会計予算に対する反対の立場の委員からは、料金の滞納には生活困窮があることから給水停止措置に至らないための福祉施策を 討すべきであることから反対すると、賛成の立場の委員からは、市民サービスの維持向上のために適正な事業を行っており、今後も期待する等として賛成の討論がありました。

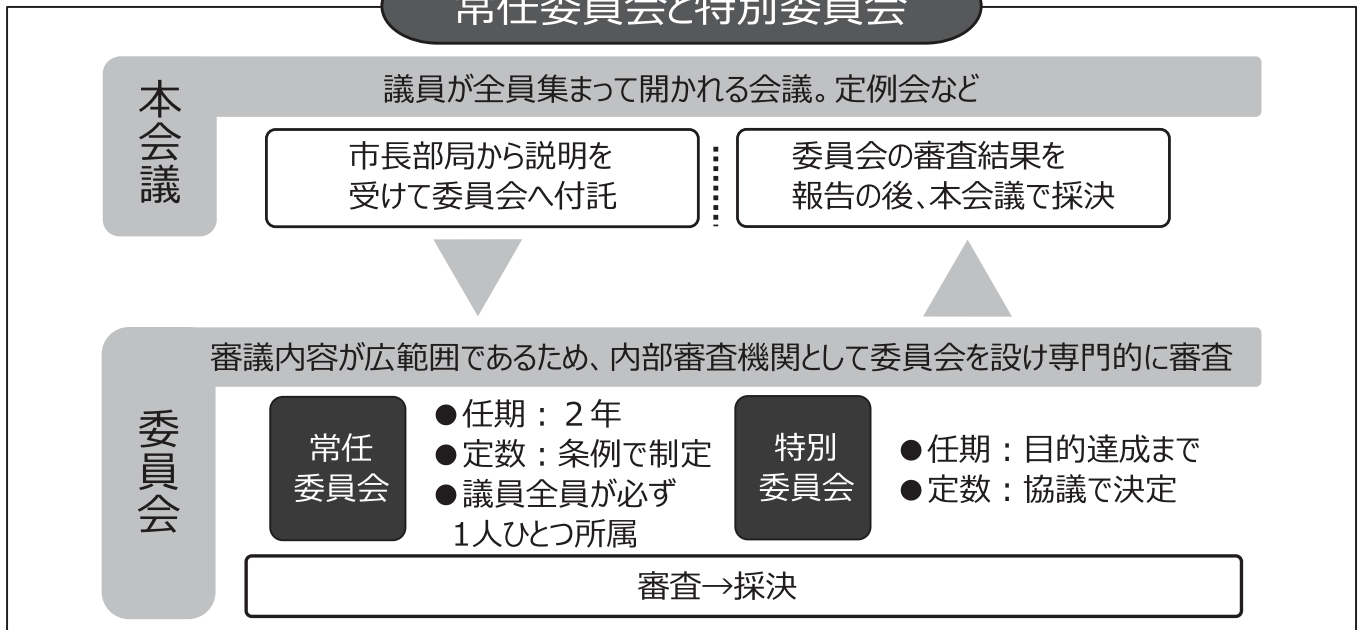
\* 病院事業会計予算に対しては反対の立場の討論はありませんでした。賛成の委員からの討論を経て全員一致により可決すべきものと決した後、附帯決議案の提出があり、その審査、討論の結果採決を行ったところ、賛成多数により附帯決議を付すことに決しました。

附帯決議の概要は、市立病院の経営再建に向けたロードマップに示された目標の実行及びその評価・点等を適宜議会に報告することなどです。

# 予算と決算の審査を常任委員会で行います

議会における「予算の審査」と「決算の審査」は、これまで**特別委員会**を、必要な時に設置し、審査を行ってきました。**常任委員会**になると、どうなるの？詳しく説明します！

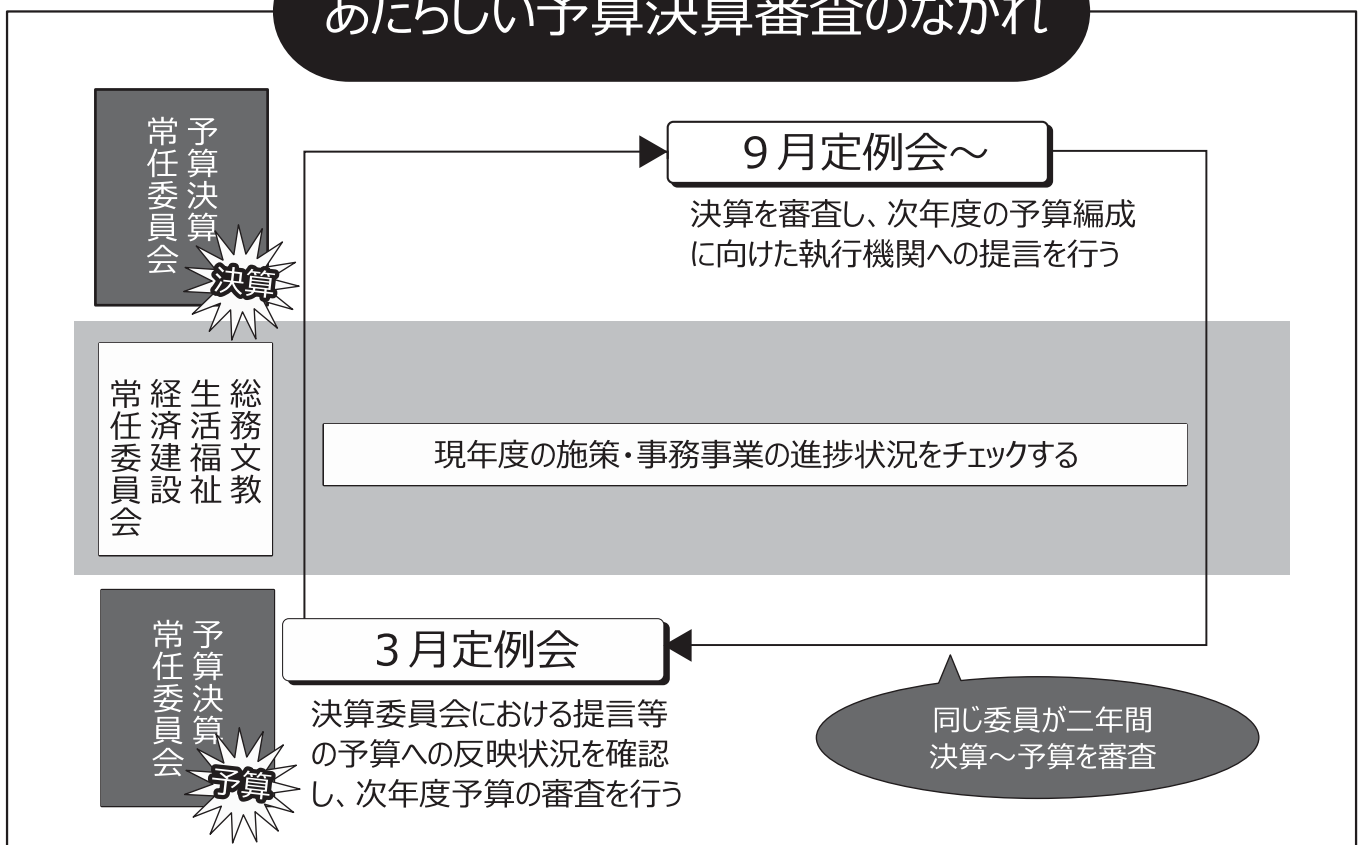
## 常任委員会と特別委員会



常任委員会となることで、**決算から予算まで一体的な審査が可能になり、議会のチェック機能がより効率的に発揮されます。**

## 江別市議会

### あたらしい予算決算審査のながれ



税金の使い道を決める**予算**の審査、正しく税金が使われたかを見る**決算**の審査。市民目線でしっかり審査していきます！

# 議員が市政をたず 一般質問

※今定例会では、7人の議員が一般質問を行いました。

誌面の都合上、各議員が行った質問の中から、1人2項目を要約してお伝えいたします。



## ▼市立病院への長期貸付金

**質問** 長期貸付金の償還計画で、合計25億円の償還の多くを令和10年以降に先送りし、病院改築の企業債償還後の財源を当てにした計画としているが、市長の見解は。

**答弁** 新たな長期貸付金13億円については、江別市立病院の役割とあり方を検討する委員会から、経営再建の条件として、一般会計からの適切な支援が必要と提言をいただいたことから、経営改善策を着実に実行し、収支均衡を図るため、平成27年度及び30年度の長期貸付金とともに一定期間の償還を猶予し、後年次の償還額を平準化する計画としたところである。

今後、市立病院が経営再建を果たすためには、集中改革期間である、令和2年度から4年度までの3年間で非常に重要と考えており、自主再建のための支援として、現状の財政運営上、最善の償還計画であると判断している。

## ▼経営健全化計画の策定

**質問** 市立病院の経営実態を公表し、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく経営健全化計画を市民の総意で策定するべきでは。

**答弁** 議会の市立病院・地域医療検討特別委員会における調査報告と、市立病院の経営問題に、する市民や市議会から意見を受け設置した、江別市立病院の役割とあり方を検討する委員会の答申の趣旨は、市立病院が自主再建による経営改善を果たすための提言であると受けとめている。

地域にとって必要な医療体制を提供し、市民の健康を守るため、国の管理下ではなく、検討委員会からの答申に基づく経営改善策を着実に進め、自主再建による経営再建を目指したい。

このほか、アイヌ施策推進地域計画の策定について質問がありました。



えべつ黎明の会  
鈴木 誠 議員



日本共産党議員団  
高橋 典子 議員

▼環境に配慮したまちづくり

**質問** 再生可能エネルギー関連施設の設置に関して、市としての対応方針を持ち、条例等に反映させ、市民や関係事業者に見えるようにする取り組みを検討してはどうか。

**答弁** 市では、事業者からソーラーパネル等の設置に関する計画や土地利用に関する規制の確認等があった場合は、庁内連携により情報共有を図っている。

また、市民からの問い合わせがあった場合は、事業者に対する事業計画の聞き取りや市民説明の実施要請を行うほか、経産省が設置している不適切案件に関する情報を誰もが書き込めるホームページをお知らせするなどの対応を行っている。

引き続き、市民の不安の声に対応するとともに、条例制定も含め当市の対応のあり方について研究していきたい。

▼第5世代移動通信システム

**質問** 第5世代移動通信システム、いわゆる5Gの開始により、健康への影響を心配する声があり、市民の不安に配慮する対応が求められると思うが、市の考えは。

**答弁** 5Gは、本年中にサービスの提供開始が予定されている、次世代の移動通信システムであり、自動運転や在宅医療、テレワークなど、生活の利便性の向上に寄与することが期待される反面、新たな基地局がふえることによる環境への影響が懸念されている。

市では、従前から基地局の新設に不安を抱く市民への配慮から、事業者に対してなるべく広い範囲での住民周知と自治会への周知を要請し、実施してもらっており、今後も同様の要請を行うとともに、国の動向を注視し、必要に応じて市民への情報提供を行いたい。

このほか、指定管理者制度、教員の働き方にかかわる問題について質問がありました。



民主・市民の会  
干場 芳子 議員

▼校務支援システムの導入

**質問** 来年度から市内全小・中学校に導入される校務支援システムは、児童生徒の個人情報扱うことから、導入について個人情報保護審査会に諮問すべきでは。

**答弁** 校務支援システムの導入によって、教員の業務効率化を図ることができ、長時勤務を解消する解決策の一つとされている。

データの転記作業や、学籍管理、指導要録等、これまで手作業または個別にパソコンで作業していた業務が、システム上で行えるようになるもので、石狩管内では、江別市以外の全ての公立小・中学校で導入されている。

校務支援システムで取り扱う情報には、児童生徒の個人情報が含まれることから、市教委としては、導入に当たり個人情報保護審査会に諮問した上で導入を進めていきたい。

▼放課後児童クラブ

**質問** 放課後児童クラブにおいて障がい児を受け入れた場合の国の補助は、利用しない日数分を返還しなければならず、実質的には運営費となっていない現状について、市の認識は。

**答弁** 放課後児童クラブ運営費補助金における障がい児受入加算については、国の補助金交付要綱に準じ、江別市民放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱により交付している。この対象となる、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けた児童、特別児童扶養手当の支給対象となっている児童、公的機関または医師から特別な配慮が必要と認められた児童等の受け入れを行う放課後児童クラブ開設者に対し、受け入れ日数に応じ算定している。

補助金交付や清算事務の手法等については、各クラブの意向を伺いながら、事情に合わせて対応していきたい。



### ▼イベント民泊の実施

**質問** 東京2020オリンピックのマラソン・競歩が札幌市で開催され、近隣市として、宿泊施設のニーズがあると考えますが、当市でイベント民泊を実施してはどうか。

**答弁** イベント民泊は、年数回程度のイベントの開催に当たり、宿泊施設の不足が見込まれる場合や、地域の人々と旅行者の交流を創出する地方創生の観点から、開催自治体の要請等により、自宅を提供するような公共性の高いものについて、旅館業法に基づく営業の許可を得ることなく、宿泊サービスのみを提供することができるとの制度である。

札幌市においてマラソンなどの競技が実施されることに伴い、国内外から観客が訪れ、当市は交通アクセスがよいことから、イベント民泊を実施した場合の潜在的な需要はあるものと認識しており、道などの関係機関と協議の上、対応していきたい。



### ▼ピクトグラムの導入

**質問** 言葉によらない、目で見るだけで案内を可能とする図記号であるピクトグラムを災害時の現場対応に導入してはどうか。

**答弁** ピクトグラムは、言語にとらわれることなく直観的に内容が伝わるため、耳が不自由な人や外国人だけでなく子供から大人まで年齢に関係なく理解しやすいのが特徴である。

災害対応ピクトグラムは、混乱した現場における消防隊の指示などの伝達に有効であると認識しており、消防車などへの積載について、国道の動向を注視しつつ、調査研究していきたい。また、福祉関係団体と市で実施した避難所運営訓練の中で、受付や誘導などの表示に標準化されているJIS規格のピクトグラムを活用しており、今後は具体的な活用について関係団体と連携しながら検討していきたい。

このほか、食品ロス削減について質問がありました。

### 公明党

裏 君子 議員



### ▼観光誘客を図る取り組み

**質問** 東京2020オリンピック・パラリンピックで来日する国内外からの観光客に向け、市を訪問してもらうためにどのようなアプローチを考えているか。

**答弁** 東京2020オリンピック・パラリンピックでは、多くの観光客が札幌市を訪れることから、この機会に当市に関心を持ってもらうことが重要と考えている。これまでも英語版観光パンフレットをJR札幌駅や新千歳空港などに設置してきたほか、江別観光協会のホームページをスマートフォンで閲覧できるように改修し、英語、中国語などの自動翻訳機能も導入するなど、観光情報の発信力の強化に努めてきた。

また、道を通じて事前合宿の受け入れを表明しており、取り組みを通じて食や農、れんがやきものなどの当市の観光資源について情報発信し、交流人口の拡大につなげていきたい。



### ▼札幌冬季オリンピックの開催

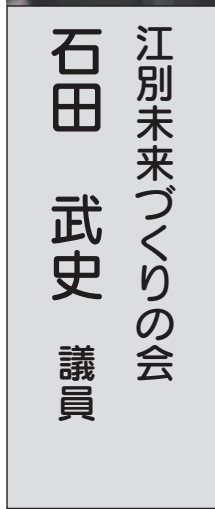
**質問** 2030年に開催が予定されている冬季オリンピック・パラリンピックが札幌で開催される場合に、市はどのような対応を考えているか。

**答弁** 市では、これまでも市民と選手等との交流機会の創出やスポーツ・ベルの向上を目的として、スポーツ合宿の誘致に取り組んでおり、札幌冬季オリンピック・パラリンピックが開催される場合には、冬のスポーツや雪に親しむ体験ができるような仕組みづくりを検討するなど、冬ならではの観光資源を生かした魅力づくりも必要であると考えている。

当市が持つ観光資源の磨き上げ、観光情報の発信力の強化など、合宿誘致や観光誘客につながるさまざまな取り組みを進めるとともに、参加国と多様な分野で交流ができるホストタウン構想について研究していきたい。

### 江別未来づくりの会

石田 武史 議員





民主・市民の会  
諏訪部 容子 議員

### ▼地域防犯活動への助成

**質問** 地域防犯活動にはおそろいの安全ベストや腕章が必要であることから、活動に取り組むボランティア団体等に対し助成を行う考えは。

**答弁** 市では、自治会活動費補助制度の中で、地域防犯活動の取り組みを補助対象としている。

また、江別防犯協会から自治会や自主防犯ボランティア団体等に対し、子ども110番の家の旗の提供、青色パトライトの貸し出しなどの支援が行われており、こうした中で地域の防犯活動が行われているところである。

市としては、今後も自治会活動費への補助を継続しながら、地域の防犯活動団体に対する支援のあり方について、引き続き検討していきたい。

### ▼ふるさと納税

**質問** 市にゆかりがある人に、さまざまな方法を使い、ふるさと納税をお願いしてはどうか。

**答弁** 平成26年度から、えべつの魅力発信シタイプロモートの一環として全国に江別の商品を知ってもらい、新しいファンをつくるという方針のもと、ふるさと納税を推進してきた。

寄附者の約半分が大都市圏に住していることから、この地域に重点を置いてウェブ広告や新聞広告などの取り組みを進めてきた。さらに、転出者向けチラシの配布、東京江別会や美味しい江別ナイトでのパンフレット配布など、江別にゆかりのある方へのPRにも努めてきた。

今後は、大学と連携した新たな取り組みを模索するなど、寄附者の増加につながる効果的な手法について研究していきたい。



民主・市民の会  
佐々木 聖子 議員

### ▼駐車許可証の活用

**質問** 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可について、市はどのように周知したのか。

**答弁** 訪問診療等に使用する車両の駐車許可の制度は、事業者が訪問先で、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合に、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けられるものである。

当制度について、医療・介護関係者に十分認知されていなかったことから、平成31年2月に警察庁から厚労省を通じて関係機関等へ周知されたところである。

これに合わせ、訪問診療等の医療系サービスや訪問介護等の事業所に対しては所管する道から、地域 着型サービス等の事業所に対しては所管する市から、それぞれ文書により周知を行っており、今後も必要に応じ、制度の周知に努めていきたい。

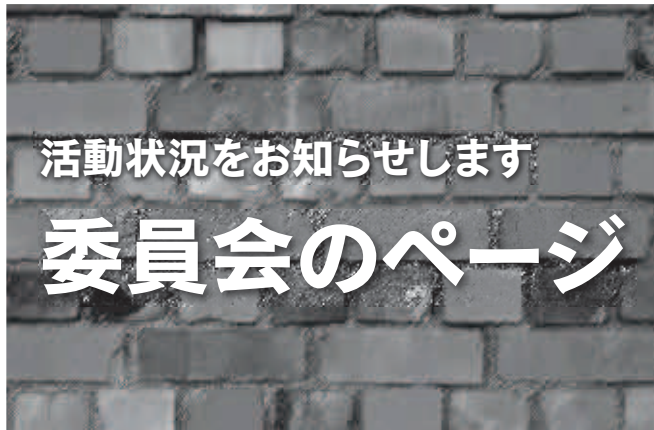
### ▼看護師の働き方改革

**質問** 市立病院の看護職員の2交代制の実施に当たっては、経営者側からの判断ではなく、選択制を残すべきでは。

**答弁** 市立病院では、平成27年度から看護職員による夜勤シフトの検討が始まり、職員組合と協議の上、令和元年6月から病棟に勤務する看護職員の2交代制を試行しており、西3病棟に限定し、職員の希望に基づく選択制により、従前の3交代制との混合で行っている。

2交代制を選択した職員に実施したアンケートでは、2交代制を継続する、または、どちらでもよいとする回答は約82%となっている。

また、江別市立病院の役割とあり方を検討する委員会からの答申で、2交代制を全面実施すべきとの提言をいただいたことから、経営再建のため、2交代制の実施について、職員組合と協議を行っていききたい。



## ▶ 生活福祉常任委員会

厳しい経営状況が続く市立病院事務局から、「江別市立病院の役割とあり方を検討する委員会」より答申を受けたことについて報告がなされました。この委員会では、市立病院が担うべき役割と診療体制のほか、経営安定化や公的支援等の水準について諮問を受け、全体委員会と専門委員会による計10回の協議を重ね、市長に対して答申したとのことでした。

今後はこの答申を踏まえて具体的な経営再建の取り組みを進めることとなりますので、当委員会としても今後の動向を注視し、調査等を実施してまいりたいと考えております。

## ▶ 経済建設常任委員会

2月14日に経済建設常任委員会が開催され、水道部より停電対策のための基礎調査の実施など断水災害に関する対応策について、経済部より美原にある旧江別市農村環境改善センターの活用に向けて民間事業者から聞き取りを行った調査結果について、建設部より国土交通の通知を受けて作成された市内に25カ所ある大規模盛土造成地のマップについて、記録的小雪傾向となっている降雪状況と、一部中止となった自治会排雪など除排雪の実施状況についてなどが報告され、質疑が行われました。

## ▶ 議会広報広聴委員会

新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、第1回定例会では傍聴を制限させていただくことになりました。本会議の様子を見ていただく方法は、市役所本庁舎1階ロビーのモニターでの中継とインターネット配信のみとなってしまいました。この「市議会だより」が、皆さんへの情報提供の重要な役割を持っていることを改めて感じながら、わかりやすい誌面づくりの努力を続けています。感想などがありましたら、ぜひお寄せください。

## ▶ 議会運営委員会

議会運営に関する検討課題のうち、議会の情報化についての研究・検討は、議会ICT化検討ワーキンググループにより話し合いを行うこととなりました。2月19日にその第1回会議が開催され、前任期における議会の情報化やタブレット端末導入についての協議などを確認しました。今後の進め方として、ペーパーレス化による経費削減の精査、石狩管内各市議会のタブレット端末導入についての調査、さらには導入する端末の台数や行政資料の電子化など市長部局との連絡調整等を行うことを確認しました。

## ▶ 総務文教常任委員会

今期定例会では、当委員会に付託された、3件の議案を審議しました。

江別市青少年健全育成協議会条例の一部を改正する条例の制定について、江別市議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、江別市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも全員一致により、可決するものとなりました。また、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、状況も含め報告を受け、引き続きしっかりと市への対応を求めました。

# 本会議がインターネット中継でご覧いただけます

江別市議会では、本会議をインターネット中継で配信しています。  
過去に配信した本会議の様子もアーカイブから視聴することができますので、ぜひご利用ください。

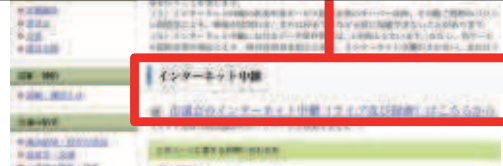
- ① 江別市議会 **検索**  
[www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/gikai/](http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/gikai/)



② 「インターネット中継」をクリック



③ 「市議会のインターネット中継 (ライブ及び録画)はこちらから」をクリック



④ 外部リンク先「YouTube」ページへ

スマートフォンからはこちら→



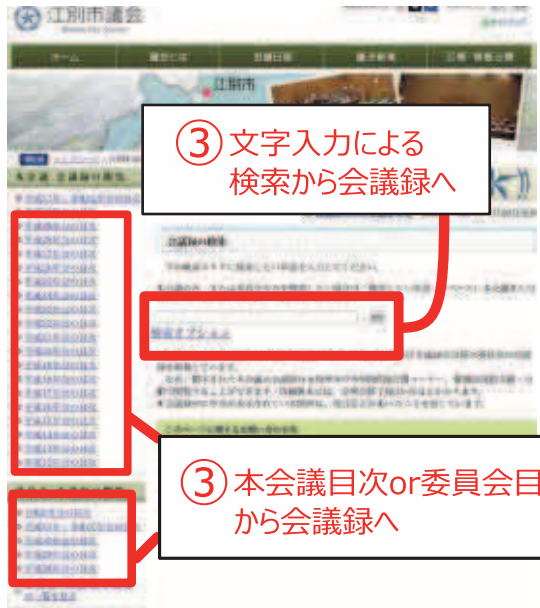
# 本会議と委員会の会議録がホームページからご覧いただけます

江別市議会では、本会議と委員会の会議録をホームページ上に公開しています。  
過去の会議録もアーカイブからご覧いただけますので、ぜひご利用ください。

- ① 江別市議会 **検索**  
[www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/gikai/](http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/site/gikai/)



② 「会議録の閲覧・検索」をクリック



③ 文字入力による検索から会議録へ

③ 本会議目次or委員会目次から会議録へ

令和2年第1回定例会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会・本会議ともに傍聴をお断りさせていただきました。ご理解・ご協力ありがとうございました。

▶江別市議会広報広聴委員会 ◎委員長 内山 祥弘 ○副委員長 徳田 哲  
●委員 石田 武史、稲守 耕司、猪股 美香、奥野 妙子、清水 直幸、高橋 典子、芳賀 理己

# 江別市議会基本条例

## 条文と解説

平成25年3月  
(平成30年8月改定)

前文	・・・・・・・・・・	2
第1章 総則（第1条）	・・・・・・・・・・	3
第2章 議会及び議員の活動原則（第2条～第4条）	・・・・・・・・・・	3
第3章 市民と議会との関係（第5条・第6条）	・・・・・・・・・・	5
第4章 市長等と議会との関係（第7条～第9条）	・・・・・・・・・・	6
第5章 委員会の活動（第10条～第12条）	・・・・・・・・・・	8
第6章 議会機能の強化（第13条～第16条）	・・・・・・・・・・	9
第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第17条～第19条）	・・・・・・・・・・	10
第8章 議会改革（第20条）	・・・・・・・・・・	11
第9章 最高規範性及び見直し（第21条・第22条）	・・・・・・・・・・	12
附則	・・・・・・・・・・	12

〔前文〕

市民が直接選挙する議員で構成される地方自治体の議会は、自治体の長と共に二元代表制の一翼を担っており、監視機能や立法機能の発揮が期待されている。また、地方自治の本旨にのっとりた団体自治と住民自治に根ざしたまちづくりにおいて、地方自治体の議会が果たすべき役割は、地方分権の進展に伴って大きなものとなっている。

このような中、江別市においては、江別市自治基本条例に規定された議会の役割と責務に基づいて、市民意思の的確な把握に努め、自由かつつな討議を通じて、立法機能、政策提案機能など持てる権能を十分に駆使し、活力と責任のある議会活動が求められている。

私たち江別市議会（以下「議会」という。）は、議会に関する基本的事項を定め、自らの責務を果たし、市民参加を推進し、市民との協働の下、市民の意思を市政に適切に反映し、市民福祉の向上と市政の発展を目指し、市民に信頼される議会を築くため、議会の最高規範として江別市議会基本条例（以下「条例」という。）をここに制定する。

〔解説〕

日本国憲法は、地方公共団体には議事機関として議会を設置することを定めており、その議会の議員は地方公共団体の住民が、直接これを選挙すると規定しています。

近年の本格的に動き出した地方分権の流れの中で、地方自治体の裁量権が広がるに伴い、住民自治に根ざしたまちづくりが求められ、議会及び議員の判断の重要性が一層増しています。

さらに情報公開や説明責任が求められる時代にあって、議会や議員は、市民に選ばれた代表として、自らの考えや活動を積極的に市民に開示し、市民の市政への関心を高めていく必要があります。

平成21年に制定された江別市自治基本条例で示された議会の役割と責務、議員の責務をしっかりと受け止め、議会が本来持っている監視機能や政策形成機能を十分に発揮し、議会活動を活性化するとともに、市民の声を市政により反映させるため、住民参加の拡大を図っていかねばなりません。

その実現に向け議会は、現状に止まることなく、常に自己改革を図っていく必要があります。それには議会や議員の不断の努力が不可欠です。

私たち江別市議会は、市民福祉の向上と市政の発展のため、切磋琢磨し、今以上に市民の負託に応え信頼される議会を築くことを宣言し、ここに議会基本条例を制定します。

なお、地方自治法上の地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体からなり、普通地方公共団体には都道府県及び市町村、特別地方公共団体には特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団があります。

また、地方自治体は、都道府県及び市町村を指す通称として使用されています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員が担うべき基本的事項を定め、議会の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会の実現を目指すことを目的とする。

### 〔解説〕

この条例は、議会や議員が担うべき基本的事項を定めることにより、議会や議員としての責務を明らかにし行動規範とすること、また監視機能、調査機能、政策形成機能などの向上を通して議会活動を活性化することにより、市民に選ばれた代表として、市民の負託に応えられる議会を実現し、それにより市民福祉の向上と市政の発展を目指すことを目的としています。

本条例でいう「市民」とは、原則として、江別市自治基本条例で定められている「市民」と同じく、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体、をいうものとします。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民等の多様な意見や知見等を的確に把握するよう努め、政策調査、政策提案及び政策提言の充実を図り、市政に反映させるための議会運営に努めること。
- (3) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営に対する監視及び評価機関としての役割を果たすこと。
- (4) 市民の傍聴及び参加意欲を高める議会運営に努めること。
- (5) 情報公開に努め、議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を市民に対し説明する責任を果たすこと。
- (6) この条例の趣旨を踏まえ、議会に関して定められた条例、規則等及び議会内の申合せ事項等を継続的に見直すこと。

### 〔解説〕

議会とは合議制の議事機関であり、選挙で選ばれた議員により構成されます。

議会の役割は、市政全般にわたる課題等について、住民に代わって論議し、ものごとを決定することです。一般に言われることでは、執行機関を住民の立場から監視し、また住民のための各種サービスについて具体的な提案をすることです。

議会は、以下の原則により活動します。

- (1) 情報や会議の公開などにより公正性、透明性を保ち、議会活動の内容が市民により身近で分かりやすいものとなるよう努力します。
- (2) 市内外の有識者や専門家その他様々な分野の知識・経験のある方と、コンタクトを持ち、そこから必要な知識・情報などを吸収し、それらを政策調査や政策提案、



政策提言に生かし、市政に反映させるよう努めます。「市民等」とは、第1条で示した市民以外も含みます。

(3) 市長等の市政運営に関して、監視評価機能を発揮していきます。

「市長等」とは市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。

(4) 本会議や委員会の運営に当たっては、市民が傍聴などの参加意欲がわくような、活力や魅力のある議会運営を行います。

(5) 議決事項や議会運営について、結果や現状のみでなく、その結果等に至った経緯や理由等も含め、情報公開等により説明します。

(6) この条例に定められた基本的事項等と照らし合わせ、関連する条例や規則等について、この条例の趣旨が反映されるよう継続的に見直しを行います。

#### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政全般についての課題、市民の意見、要望等を的確に把握し、これを政策形成に反映できるよう、自己の能力を高めるために不断の研さんに努めること。
- (3) 議会の構成員として一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動すること。
- (4) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

#### [解説]

議員は、住民の代表として議会を構成し、地域の政治を担っています。議員一人ひとりの活動が、議会の活動でもあることを十分認識し、議員の役割をしっかりと果たしていくことが求められます。

議員は、以下の原則により活動します。

- (1) 議会は言論の府（討論の場）であり、本会議や委員会において質問や質疑などを行いますが、多数をもって意思を決する機関であることを踏まえて、自由に議論します。
- (2) 議員は日頃から、市政の現状や諸課題あるいは市民の意見・ニーズ等について把握するように努めるとともに、他の地方自治体の議会と相互に情報交換等を図り、その意見等を政策形成に反映できるよう、自らの政策立案能力等の向上のため不断の自己研さんを行います。
- (3) 議員は、支持者等の一部の市民や地域の代表ではなく、市民全体の代表であることを自覚し、市民全体の福祉のために活動します。
- (4) 議員は、市民から選ばれた代表者として、自らの議会活動全般について、様々な機会や方法を用い、市民に説明します。

#### (会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、政策決定、政策提案、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

〔解説〕

会派とは、一般的に議会において共通する政策、意見、考え方を持つ議員の集まりとされています。政策・理念等を共有する議員で構成する会派同士の議論が円滑な議会運営に資すると考えられることから、江別市議会では会派制をとっています。

政策決定や政策提案、政策提言等を行うときは、会派内で十分な議論を行うとともに、必要に応じ、会派間でも調整を行い、各会派が合意に至るよう努めます。

### 第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し、積極的にその有している情報を公開し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）等の会議は、原則として公開するものとする。
- 3 議会は、地方自治法に規定された制度等を十分活用し、市民の専門的な識見等を議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議員と市民が市政全般にわたり、情報及び意見を交換する場を多様に設けるとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
- 5 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、請願の審査においては、当該請願をした者の意見を聴く機会を設けるものとする。

〔解説〕

議会は、議事機関としての役割、市民の目線からの監視機関としての役割のほか、市民参加を促進し、市政に市民の多様な意見を反映させるための取り組みを行っていく役割を担っています。

市民の参加や連携について、以下の原則により活動します。

- (1) 議会は、政策や議会活動について、情報を積極的に公開し、説明を行います。
- (2) 個々の議員の考え方や議論の経過を知ってもらうため、本会議のみならず常任委員会、議会運営委員会、特別委員会などの会議を、原則として公開します。
- (3) 地方自治法に規定されている公聴会や参考人の制度等を活用し、専門的な識見等を吸収し、議会の政策形成に反映させるよう努めます。
- (4) 市政についての説明会を開催するなど、直接市民と市政全般について情報や意見を交換する場を設けるとともに、その意見を政策提案として市政に反映させるようにします。
- (5) 請願や陳情は、市政等に対する市民の要望や希望を表明するもので、市民からの政策提言として受け止めます。請願権は、日本国憲法にも規定されている国民の権利です。市議会では、議員の紹介があるものを「請願」、議員の紹介がないものを

「陳情」として扱っています。

提出者の意見を聴く場を設けることは、この条例で初めて規定するものなので、  
請願から実施することとしました。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるため、多様な議会広報活動に  
努めなければならない。

[解説]

議会や市政に対して、市民の関心を高める具体策として、様々な広報活動に取り組みま  
す。現在江別市議会では、本会議や常任委員会等を傍聴できるほか、毎定例会後に、議員  
で構成する議会広報広聴委員会が「えべつ市議会だより」を編集・発行し、議決内容や一  
般質問等の議会の出来事を広く市民にお知らせするとともに、SNSの活用、「市民と議  
会の集い」の開催など広報活動のさらなる充実に努めています。また江別市議会ホームペ  
ージ上において、本会議議事録や会議日程、議員名簿、議長交際費支出状況などを公開し  
ています。

※SNSとは、インターネットを利用した情報発信、あるいは相互に情報の交換を行う情  
報伝達の手段のこと。

#### 第4章 市長等と議会との関係

(市長等との関係)

第7条 議会は、市長等と常に緊張感のある関係を保持し、政策提案、政策提言等を通じ  
て、市民福祉の向上と市政の発展に取り組まなければならない。

[解説]

地方自治体は、議事機関としての議会の議員と執行機関としての市長を共に直接選挙で  
選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関として権限を担い、相互の均衡と調和を図る  
二元代表制となっています。それゆえ議会と市長は、相互の理解・協力の上でそれぞれの  
職責を果たさなければなりません。

そのためには、議会と市長等は常に緊張感のある関係を保ち、政策提案や政策提言等  
を通じて、市民福祉の向上と市政の発展に取り組む必要があります。

(質疑及び質問)

第8条 本会議及び委員会における議員と市長等との質疑又は質問は、広く市政上の論点  
及び争点を明確にするよう努めるものとする。

2 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質疑又は質問を受けたときは、そ  
の論点を整理するため、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲で反問し、  
又はその趣旨を確認することができる。

[解説]

(1) 質疑とは、議題となっている事件などについての疑義を質す発言をいい、質問と

は、市政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質すことをいい、一般質問ともいいます。

本会議等での質疑や質問を行う際には、議論の内容が傍聴する市民などにも把握しやすくなるように、論点や争点が曖昧にならないよう整理した上で、これらを明確にして行います。

江別市議会の一般質問は、総括質問総括答弁方式と一問一答方式を併用しています。

- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、論点を整理し、要点を押さえた答弁を確保するため、質問に対する根拠や議員の考え方に反問したり、発言趣旨を確認したりすることができます。これにより、議会と市長等との緊張関係を保つとともに、議会審議の充実と活性化を図ります。

(議会への重要政策等の説明)

第9条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策提案の根拠
- (2) 提案に至るまでに検討した他の政策の是非を含めたその経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 関係法令、条例等
- (7) 財源措置
- (8) 将来にわたるコスト計算と政策効果

2 議会は、前項に掲げる政策等の提案を審議するに当たって、立案及び執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

[解説]

市長が重要な政策等を提案する場合は、8つの説明責任を求めています。

これは政策水準を高めるため、政策を必要とする根拠から将来のコスト計算や政策効果までを明らかにすることにより、議会審議における、公正性や透明性の確保及び論点の明確化が図られ、提出される政策の信頼性が高まると考えられるからです。

さらにその際には、その政策を実施した場合の行政効果や課題などについても十分な審議を行います。

## 第5章 委員会の活動

### (委員会の役割)

第10条 委員会は、本会議における審議、表決を行うための審査及び調査機関としての役割を担うものとする。

2 委員会は、市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、その専門性及び特性を十分発揮しなければならない。

#### [解説]

委員会は、本議会における審議や表決の予備的審査や調査を行うために設置されています。本来は全ての案件の審議は本会議で行われるべきですが、案件数の増加、複雑化・専門化により、本会議の短い期間内の審議では十分な効果をあげられないなどの理由から、少人数の委員会を設け、専門的な審査・調査を行った後に、本会議に報告し、その後本会議で意思決定が行われます。

審議とは、本会議で、説明を聞き、質疑し、討論し、表決するといった一連の過程をいいます。表決は議題に対する賛成・反対の意思表示をすることをいい、議会の審議過程における最終手続となります。

江別市議会では、条例により、常任委員会と議会運営委員会が置かれ、必要に応じて特別委員会を設けることができるようになっています。

常任委員会とは、一定の部門の事務に関する調査及び議案、陳情等の審査を行わせるための委員会です。また円滑な議会運営のため、協議し意見調整する場として議会運営委員会が置かれています。さらに、予算や決算など特定の付議事件の審査のため特別委員会が置かれます。

委員会での審査や調査に当たっては、専門性と特性を活かして、市政の諸課題に適切に対応しなければなりません。

### (討議による合意形成)

第11条 委員会は、議案等の審査又は調査に当たっては、その課題などについて共通理解を深めるため、委員相互間の自由な討議により、議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

#### [解説]

委員会において議案等を審査、調査する場合は、課題などに対する共通理解を深めるため、各委員がその信条や信念に基づき、いかなる制約も受けず、自由に討議を行い、議論を尽くした上で、合意形成を図るよう努めていきます。

しかし、全員の意見が一致することが難しい場合には、議題になった案件について、十分に議論を尽くし、少数意見を尊重しながら、多数決の原則をもって、委員会の意思として賛否を決定していくこととなります。

### (委員会の運営)

第12条 委員会は、委員の資質向上及び政策の充実に資するため、独自に調査研究する

よう努めるものとする。

2 委員会は、その役割を果たすために公聴会制度、参考人制度等を活用するよう努めるとともに、請願者の陳述機会を設けるものとする。

3 委員会は、審査及び調査に当たっては、資料等の公開に努め、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

〔解説〕

委員会は、その専門性を遺憾なく発揮し、合理的、効率的な審査ができるよう、日頃から所管事項である市政の分野について、独自に調査・研究を進めます。

さらに、必要に応じ、地方自治法に規定する公聴会制度や参考人制度を活用し、専門的な知識を吸収するとともに、請願が提出された場合は、請願の趣旨や目的を把握するため、請願者に陳述の機会を設けるものとします。

審査・調査に当たっては、資料を公開するなどし、公正性や透明性を高め、分かりやすい議論を行います。

## 第6章 議会機能の強化

（政務活動費）

第13条 会派又は議員は、政策提案、政策提言、調査研究その他の活動に資するために交付を受けた政務活動費の執行に当たっては、江別市議会政務活動費の交付に関する条例等を順守しなければならない。

2 使途については、証拠書類等を公開することにより透明性を確保するものとする。

〔解説〕

政務活動費とは、条例の定めるところにより、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、会派又は議員に交付されます。

執行に当たっては、政務活動費の交付に関する条例や政務活動費を充てることのできる経費の運用指針などに従い、適正に行わなければなりません。

政務活動費の使途については、会計帳簿を調製しその内訳を明らかにするとともに、領収書等の証拠書類を整理し保管することを義務付けています。平成29年度分以降の証拠書類は、江別市議会ホームページ上で公開するほか、議会事務局で閲覧することができます。

（議員研修の充実強化）

第14条 議会は、議員の政策調査、政策提案、政策提言等の能力の向上に向けて、議員研修の充実強化を図るものとする。

〔解説〕

議員が、市民の代表として市民の負託に応えていくためには、議員の活動原則にもあるとおり、審議能力、監視能力や政策立案能力を高めるなど、議員としての資質の向上を図らなければなりません。

そのために議会は、自己研さんを積む場の一つとして、議員に対する研修を充実させて

いきます。

(議会図書室)

第15条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

〔解説〕

議会図書室は、議員が行う市政に関する調査研究などの資料のほか、広報や刊行物なども保管する場所であり、各議員の見識を広め資質の向上を図るための図書や資料等も備えています。江別市議会では、議員で構成する図書室運営委員会を設けて、購入書籍の決定を行うなど自主的に運営・管理しており、議員の資質向上のためにも議会図書室の整備充実に努めます。

(議会事務局の組織体制の整備)

第16条 議会は、議会の政策提案及び政策提言を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。

〔解説〕

議会事務局は、議会活動を円滑に進めるとともに政策形成機能の向上のため、議員の活動を補佐する業務を行っています。今後は議会の政策提案や政策提言を補助・支援するため、専門的知識や経験を有する人材を確保するなど、調査や政策法務等の機能の充実を図り、体制の強化を図っていきます。

## 第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民全体の奉仕者として政治倫理及び人格の向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正に、その職務を行わなければならない。

2 議員は、市民の代表者として、良心と責任感を持って、品位を保持し、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

〔解説〕

市民福祉の向上と市政の発展を目指し、市民に信頼される議会を築くためには、一人ひとりの議員が、市民全体の奉仕者であることを自覚し、政治倫理と人格の向上に努め、議会活動はもちろん、私的な活動にあっても、高い倫理観を持って行動する必要があります。

また、市民の代表者として、良心と責任感を持って、議員としての品格を維持することが求められており、良識や正義感にもとる行為を慎み、不正を行っているとの疑惑を持たれることのないよう、法令等を順守しなければなりません。

(議員定数)

第18条 議員定数は、市政の現状と課題、将来予測等を十分に考慮し、議会の審議能力と市民意思の適正な反映を確保するなど、総合的な観点から、江別市議会議員定数条例

で定めるものとする。

〔解説〕

議員定数は、条例で定められており、これまでも議会内で論議を重ね、効率的な議会運営を目指し、定数の見直しを行ってきました。

今後も議員定数を不断に見直していきますが、見直しを行うに当たっては、市政の現状や課題、人口などの将来予測等を踏まえた上で、議会の審議に必要な人数を確保することや多様な市民意思を適正に反映させるという観点などからも検討し、総合的に判断することが重要です。その決定に当たっては、市民の理解を得られるようにする必要があります。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来予測等を踏まえ、市政における議員の活動、役割、責務等を十分に考慮し、江別市議会議員の議員報酬等に関する条例で定めるものとする。

〔解説〕

議員の報酬は、市長などとともに、市の職員や他の自治体の状況を踏まえ、江別市特別職報酬等審議会の意見を聴いて、条例で定められています。

報酬額については、今後も不断に見直していきますが、市の現状や課題、将来予測等も見据えた上で社会状況を十分に考慮するとともに、議員は本会議や委員会への出席のみならず、市民との関わりの中で様々な活動を行っていること、また地方分権の推進により地方議会の担う役割が大きくなってきたことなども踏まえ、議員の活動内容や役割、その責務についてもしっかりと考えることが重要です。その決定に当たっては、市民の理解を得られるようにする必要があります。

## 第8章 議会改革

(議会改革の推進)

第20条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、専門的知見を活用するなど調査研究を進め、委員会等において、常に議論を深めるものとする。

〔解説〕

地方分権一括法が施行されて、地方の自己決定機会と自己責任が拡大し、議会においても議決・監視機能の強化がより重要となりました。分権時代の今、市議会は何をなさねばならないのか、常に自らに問い掛け、行動していかなければなりません。

これまで江別市議会では、議員定数の削減など様々な改革に取り組んできました。これからは議会運営委員会などで、調査・研究を深め、常に議論し、議会改革を進めていきます。



## 第9章 最高規範性及び見直し

### (最高規範性)

第21条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を順守し、議会を運営しなければならない。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとする。

#### [解説]

江別市では、市の自治の基本を定める最高規範として、江別市自治基本条例を位置付けていますが、この条例は、議会における最高規範であり、議会はこの条例の趣旨に反する条例等を制定してはなりませんし、議会や議員は、常にこの条例の理念や原則、これに関連する条例等を順守して、議会活動を行っていかねばなりません。

そのためには、一人ひとりの議員が、この条例をその理念も含めて十分に理解する必要がありますので、4年ごとに行われる市議会議員選挙を経た任期開始後に、速やかに議員全員でこの条例に関する研修会を行います。そこでこの条例が掲げている事柄や、議会や議員に求められている事柄について、正しい理解と認識を深めます。

### (見直し)

第22条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを委員会等において検証し、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

#### [解説]

この条例は、議会の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会を築くために、議会や議員が担うべき基本的事項を定めたものですが、議会を取り巻く情勢は不変ではありません。月日の流れ、政治や社会経済状況の変化、あるいは世論など市民の考え方が変わることによって、議会や議員に求められる役割や責務なども変化することがあります。

そのような議会を取り巻く動きを踏まえ、議会や議員に何が求められているのか、議会運営委員会等で常に社会の状況や課題を検証し、その時々で議会が何をなすべきかを検討し、本条例の改正を含め、任期を終えるまでに、適正な措置を講ずる必要があります。

### 附則

附則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

